

産業廃棄物処理委託契約書

平成 年 月 日

※契約日付を記入し、押印する。

収集運搬用	1.2.3
処分用	1.4

発生事業者
(甲)住所
名称
代表者

住所	
名称	
代表者	

印

1

収集運搬業者
(乙)
区間 (1)

住所	長野県諏訪市大字中洲566番地3
名称	芙蓉産業株式会社
代表者	代表取締役 鈴木 健一
許可番号	長野県 2012007937
許可区分	収集運搬
許可範囲	別紙許可書の通り

印

2

収集運搬業者
(丙)
区間 (2)

住所	長野県長野市松岡二丁目5番15号
名称	株式会社トライル
代表者	代表取締役 松澤 寛之
許可番号	長野県 2008152954 長野市 9511152954
許可区分	収集運搬
許可範囲	別紙許可書の通り

印

3

処分会社
(丙)

住所	長野県長野市松岡二丁目5番15号
名称	株式会社トライル
代表者	代表取締役 松澤 寛之
許可番号	長野市 9521152954
許可区分	中間処理
許可範囲	別紙許可書の通り

印

4

甲と乙、若しくは甲と丙は、下記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 契約期間

この契約は、有効期限を契約書作成の日から応答日の前日まで1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

第2条 委託する産業廃棄物の種類、数量、委託料

甲が、乙又は丙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量、委託料については、甲と乙又は丙において協議し定める。

産業廃棄物の種類	廃 油	研磨くず・空缶
委託する数量	1t未満	1t未満
処分方法	油水分離	切断処理
委託料	一万円未満	一万円未満

(消費税)

甲が委託する産業廃棄物収集運搬業者に係る消費税は、甲が負担する。

(支払い方法)

委託料の支払い方法については別に定める。

第3条 再委託

乙又は丙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を、他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第4条 産業廃棄物に係る情報の提供

甲は、あらかじめ委託する産業廃棄物について、次の情報を乙、丙に書面で知らせなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 形状、性状(成分、組成、臭気等)及び荷姿
- (3) 通常の保管状況の下での腐敗や揮発等に伴って起こる形状変化の有無
- (4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無
- (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) その他取り扱う際に注意すべき事項

(成分分析)

甲は、前項に規定する情報を乙、丙に提供するにあたり、委託する産業廃棄物について、必要に応じて、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(環境庁告示集18号)による試験を行い、分析証明書を乙、丙に提示する。

(産業廃棄物に係る情報の提供の省略)

甲は、コンクリートがら、木くず等でその形状、性状が社会的に認知されている産業廃棄物についての情報提供については特殊な場合を除き乙、丙と協議してこれを省略することができる。

第5条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

1. 丙は、甲が委託した産業廃棄物を受領し、処分業務が終了したときは、遅延なく、所定の産業廃棄物管理票を甲に提出する。甲は、丙から提出のあった産業廃棄物管理票により、処分が適正に完了したことを確認する。
2. 乙又は丙は、甲が委託した産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を甲に提出する。ただし、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6票の写しで、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

第6条 機密保持

甲、乙又は丙はこの契約に関連して、業務上知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合にあつては、相手方の文章による許諾を必要とする。

第7条 契約の解除

甲、乙又は丙は相手方が本契約の各事項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

(契約解除の際の産業廃棄物の取扱い)

前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙又は丙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲、乙又は丙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第8条 危険負担

天変地異、風水災害、その他甲乙又は丙いずれにもその責を帰することが出来ない事由等によって損害が生じた場合は甲、乙又は丙で協議のうえ、その処理に関して取り決めるものとする。

第9条 協議

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて乙又は丙が誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

協議事項

本契約の成立を証するために、甲と乙、又は丙は各々記名押印の上1部作成し、本書を甲が、乙又は丙はその写しを保有するものとする。

(処分の場所)

事業所の所在地	長野県長野市松岡二丁目5番11号	
処分する施設の処理方法・能力	油水分離	油水分離29m ³ /日

(積替保管の場所)

乙は甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第1条で定める契約期間内に確実に処理できる範囲で行い、乙が甲に提出する許可証の写しにより、次の通り確認する。

社 名	芙蓉産業株式会社	株式会社トライル
積替保管場所の所在地	長野県諏訪市大字中洲566番地3	長野県長野市松岡二丁目370番56.370番109
保管できる産業廃棄物の種類	廃油、金属くず(研磨くずを含む)	廃油、汚泥
積替のための保管上限	廃油21m ³ 、金属くず6m ³	汚泥、燃え殻36.0m ³

(日付と名前を入れて、押印し、写しをFAX 0266-58-1126 へお送り頂けば、契約成立です。)

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長野県長野市松岡二丁目5番15号

氏 名 株式会社トライル
代表取締役 松澤寛之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長野市長 鷺澤正



許可の年月日 平成22年3月8日

許可の有効期限 平成27年3月7日

1. 事業の範囲

中間処理（油水分離、切断、圧縮・結束、破碎）

*油水分離処理する産業廃棄物

廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

*切断処理する産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

紙くず、木くず、繊維くず（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

*圧縮・結束処理する産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

紙くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

*破碎処理する産業廃棄物

廃プラスチック類、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類 廃油の油水分離施設

設置場所 長野市松岡二丁目5番11号

設置年月日 平成22年2月26日

処理能力 29ml/日（稼働時間8時間）

許可年月日 平成22年2月26日（借受け許可） 許可番号 95040001

種 類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くずの切断施設

設置場所 長野市松岡二丁目4番40号

設置年月日 平成22年2月26日

処理能力 廃プラスチック類1.32t/日、紙くず1.32t/日、木くず3.17t/日、繊維くず1.32t/日、金属くず14.08t/日（以上いずれも、稼働時間8時間）

種 類 廃プラスチック類、紙くず、金属くずの圧縮・結束施設

設置場所 長野市松岡二丁目4番40号

設置年月日 平成22年2月26日

処理能力 64t/日（8t/時：稼働時間8時間）

（裏面へ続く。）

(表面から続く。)

種 類 廃プラスチック類、ガラスくず類、木くず、繊維くず、がれき類の破砕施設
設 置 場 所 長野市松岡二丁目 4 番 40 号
設 置 年 月 日 平成 22 年 2 月 26 日
処 理 能 力 廃プラスチック類 2.03 t/日、ガラスくず類 2.41 t/日、木くず 2.26 t/日、繊維くず 2.03 t/日、がれき類 2.26 t/日 (以上いずれも、稼働時間 8 時間)

種 類 ガラスくず類 (石膏ボードに限る。) の破砕施設
設 置 場 所 長野市松岡二丁目 4 番 40 号
設 置 年 月 日 平成 22 年 2 月 26 日
処 理 能 力 4.608 t/日 (稼働時間 8 時間)

種 類 廃プラスチック類の破砕施設
設 置 場 所 長野市松岡二丁目 4 番 40 号
設 置 年 月 日 平成 22 年 2 月 26 日
処 理 能 力 1.36 t/日 (稼働時間 8 時間)

種 類 廃プラスチック類の破砕施設
設 置 場 所 長野市松岡二丁目 4 番 40 号
設 置 年 月 日 平成 22 年 2 月 26 日
処 理 能 力 1.384 t/日 (稼働時間 8 時間)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 22 年 3 月 8 日 新規許可

5. 許可の申請がされた日における規則第 10 条の 4 第 3 項に掲げる基準への適合性

6. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 存・無